



旧選考等手続省令第四条の規定による申出	第七条の規定による申出
旧選考等手続省令第五条第一項（国家公務員法第八十一条の四第一項に係る部分に限る。）の規定による申出	附則第六条（附則第七条（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下「令和三年国家公務員法等改正法」という。）附則第六条第九項の規定により読み替えて適用する令和三年国家公務員法等改正法（以下「読み替後の令和三年国家公務員法等改正法」という。）附則第四条第二項に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による申出
旧選考等手続省令第五条第一項（国家公務員法第八十一条の五第一項に係る部分に限る。）の規定による申出	附則第七条（読み替後の令和三年国家公務員法等改正法附則第四条第三項（令和三年国家公務員法等改正法附則第五条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）において準用する附則第六条の規定による申出

附則（令和五年三月二四日文科科学省令第七号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。